

兵庫県立柏原高等学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

1 学校の方針

本校は、「進取創造」「質実剛健」「敬愛和協」の校訓を具現化し、新たな伝統を創造するため、高い人格と学力を育む「学び」を徹底し、地域の伝統校として期待され信頼される学校づくりをめざしている。また、変化の激しい時代において、さまざまな困難に自ら立ち向かう生徒、自分の夢・目標にこだわり、強くしなやかに生きる生徒を育てることをめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらその早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために、いじめ対応チームを設置すると共に、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。以下はいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子にもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

いじめに対して、上記の理解を持ったうえで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消、職員研修の実施、いじめ対応チームや職員全体の組織的・有効的な運営を目指すと共に、「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載するなど、いじめに対する本校の取り組みを内外に周知させていく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織対応等

(1) 校内指導体制および関係機関

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制等の校内組織および連携関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、一番身近な担任や部活動顧問をはじめ、全教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見に努める。そのためにチェックリストの活用や、各学期に1回以上のいじめ調査をおこなう。

別紙2 チェックリスト

(2) いじめ防止年間指導計画の策定

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、いじめ防止のための取り組み、いじめ調査や生活実態アンケート、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修（カウンセリングマインド等）などを含め、包括的に年間の指導計画を策定する。計画の実施にあたっては必要に応じて検証作業を行い、適宜改善を加えるためにPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルを取り入れる。

別紙3 いじめ防止年間指導計画

(3) 保護者や中・高の連携

入学生徒の入学以前の情報を収集し、高校における指導の充実と、いじめ防止の指導を充実させるため、入試合格者についての情報を中学校訪問において収集すると共に、特に配慮を必要とする生徒について、中学校が作成した「中高連携シート」や保護者から提出のあった「サポートファイル」を有効に活用する。

(4) いじめ調査

いじめの調査については学期に1回以上実施する。いじめに関する情報を得るために、いじめを受けている生徒からの申告だけではなく、いじめを見た、聞いたと言った他者からの情報も収集する。また、いじめが確認された場合に迅速に対応できるよう記名式とし、封筒と共に家庭に持ち帰って記入するようにした。そのため、「いじめアンケート」を「いじめ調査」と呼び替えることとした。

(5) ネットいじめへの対応

インターネット利用は便利な反面、多くの問題をはらんでいる。また、いじめ事案にはSNSの利用が介在する場面が多くあり、それらのため、入学者説明会等において、スマートフォンのフィルタリング利用や家庭におけるスマートフォンやパソコンの使用ルールの取り決めなどを依頼する。また、学校においては情報モラル講演会等を開催し、いじめ問題を含めネット上の様々な問題に対して啓発活動を行う。

(6) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

いじめを受けている生徒の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合、精神的に多大な打撃を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

「相当の期間」については、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるキャンパスカウンセラーを加えた「いじめ対応チーム」で組織的に調査し、事態の解決にあたる。また、学校だけでは対応困難な事案についてはスクールソーシャルワーカー等との連携を図る。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

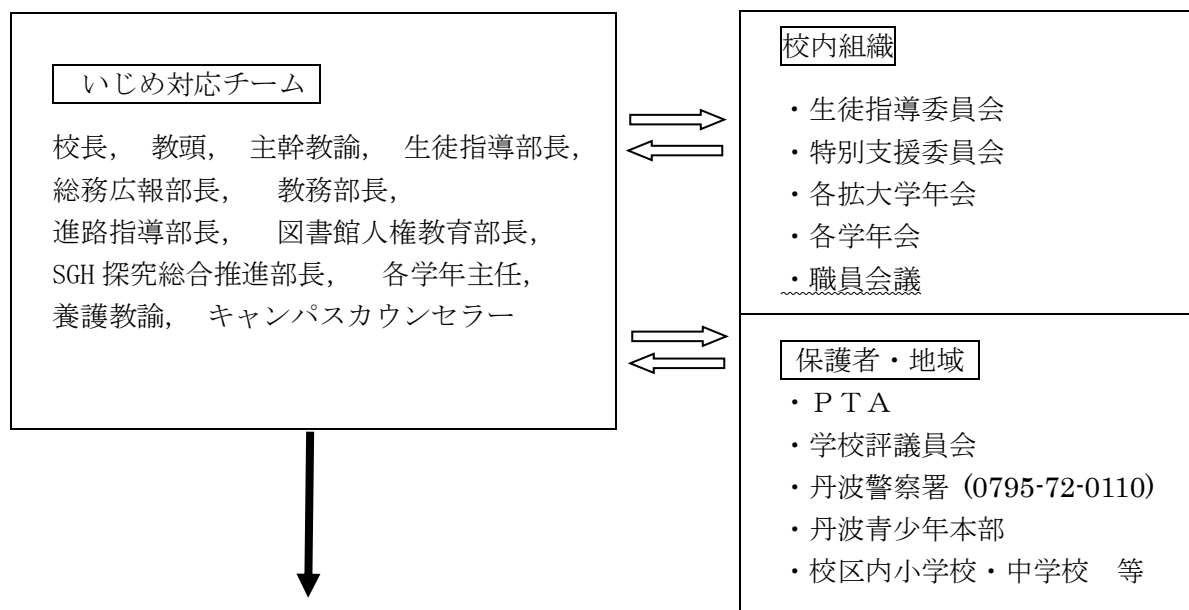
本校は、期待され信頼される学校づくりに重点を置き、常に、学校情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組むべき問題であり、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に対し情報発信に努める。

また、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知させ、教職員のいじめ対応能力を向上させる研修を充実させる。さらに、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す（PDCAサイクル）。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等、地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制および関係機関

別紙 1



〈未然防止〉

～自己有用感を育む指導～

- 学習指導の充実
 - ・ 学習における規律づくり
 - ・ 学びに向かう集団づくり
 - ・ 意欲的に取り組む授業研究
- 特別活動の充実
 - ・ ホームルーム活動の充実
 - ・ 学校行事の充実
 - ・ ボランティア活動への積極的参加
- 教育相談の充実
 - ・ 面談の定期開催
 - ・ キャンパスカウンセラーの活用
- 人権教育の充実
 - ・ 人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・ 情報モラルの指導の充実
 - ・ ネット犯罪防止講演会の実施
- 保護者・地域との連携
 - ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・ 学校公開，公開授業の実施
 - ・ 地域行事への積極的参加

〈早期発見〉

～生徒のささいな変化への気づき～

- 情報の収集
 - ・ 教員の観察による気づき
 - ・ 養護教諭からの情報
 - ・ 生徒，保護者，地域からの情報
 - ・ 登下校指導や列車指導
 - ・ 昼休みの巡回指導
 - ・ アンケートの実施
 - ・ 「いじめ相談箱」の設置
 - ・ 各種調査の実施
 - ・ 定期的な面談による情報
- 相談しやすい環境づくり
 - ・ 相談電話の周知
 - ・ 教職員の生徒への関わり方の見直し
 - ・ キャンパスカウンセラーの活用
- 情報の共有
 - ・ 報告の徹底
 - ・ 学年と教科担当の情報共有
 - ・ 部活動顧問と担任の情報共有
 - ・ 職員会議等での全職員の情報共有
 - ・ 要配慮生徒の実態把握
 - ・ 次年度への申し送り事項の徹底

早期発見のためのチェックリスト

別紙 2

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある | ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ 早退やひとりで下校することが増える | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|--|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 決められた座席と違う席に座らされている | |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり陰口を言われたりする | |
| ☐ 遊びだと友だちとふざけているが、わざとらしくはしゃいでいる | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |
| ☐ 教室で一人離れて食べている | ☐ 昼食時になると教室から出て行く |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 教職員が近づくと仲がよいふりをする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | ☐ 発言の中に差別意識が見られる |
| ☐ 教職員が近づくと、集団が黙り込む | ☐ 教職員が近づくと、集団が分散する |

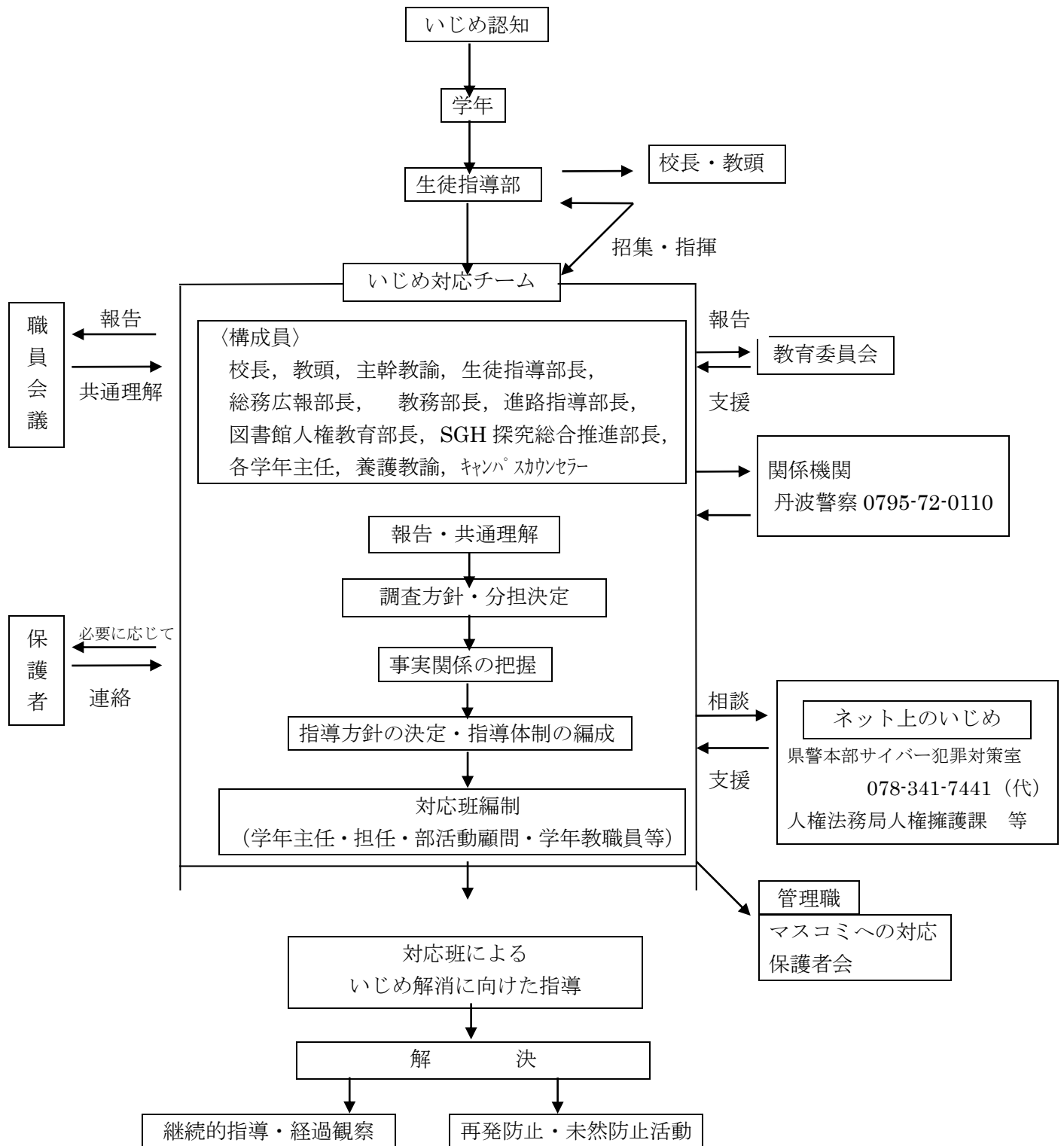
いじめ防止年間指導計画

別紙 3

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	●いじめ対応チーム会議① *指導方針等確認 *1学期の計画	・情報モラル講演会 ・学級づくり 個別懇談 ・新入生オリエンテーション	・全職員登校指導
	○職員会議		
	・保護者向け啓発 *PTA総会・学年別保護者会	・PTA総会・保護者会 ・生徒大会(生徒の取り組み・呼びかけ)	・全職員登校指導
		・体育大会への取り組み(集団づくり) ・中学校訪問	・人権教育にかかわる生徒意識調査
5月			
	○拡大学年会	・体育大会	・列車登校指導, 下校指導
	○人権LHR事前・事後研修会	・人権LHR①	
6月			いじめアンケート①
		・学習意識・実態調査①	・三者懇談会①
		・カウンセリング・マインド研修会①	・学習意識・実態調査①
		・文化発表会への取り組み ・ちょっとボランティア(地域清掃活動)	
7月			
8月			
9月	●いじめ対応チーム会議② *情報共有 *2学期の計画	・文化発表会	
	○職員会議		・全職員登校指導
10月		・授業公開	
	○人権LHR事前・事後研修会	・人権LHR②	
	○拡大学年会		
11月		・生徒大会 *生徒の取り組み・呼びかけ	・列車登校指導, 下校指導
			・いじめアンケート②
12月		・学習意識・実態調査②	・学習意識・実態調査②
		・カウンセリング・マインド研修会②	・三者懇談会②
		・ちょっとボランティア(地域清掃活動)	
1月	●いじめ対応チーム会議③ *情報共有 *3学期の計画		
	○職員会議		
2月		・人権LHR③	
	○人権LHR事前・事後研修会		・いじめアンケート③
3月	●いじめ対応チーム会議④ *本年度のまとめ・課題検討 *次年度の指導方針改善, 指導計画修正	・ちょっとボランティア(地域清掃活動)	
	○職員会議	・入学前の中学校との情報交換	

緊急時の組織的対応

別紙 4



生命又は身
重大な事案が発生した場合

体の安全がおびやかされるような

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。